

現行消防法令上の性能規定の適用範囲等

ルートB（消防法施行令第29条の4）

法第17条第1項の関係者は、この節の第2款から前款までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等（以下この条において「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能（火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。以下この条において同じ。）が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下この条、第34条第6号及び第36条の2において「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができる。

「総務省令」で規定を整備 → 企業の開発メリットが小さいとの声あり

ルートC（消防法第17条第3項）

第1項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前二項の規定は、適用しない。

「大臣認定」は、個別の建築物単位でのみ有効

特例規格（（例）消火器の技術上の規格を定める省令第53条）

新たな技術開発に係る消火器について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

各品目区分の範囲内のみで有効な特例

(参考)性能規定化の概要

○これまで仕様規定のみであったものを、ルートA(現行の仕様規定)、ルートB(性能規定)、ルートC(大臣認定)の3ルートに多様化

○消防分野の新技术開発を促進し、防火対象物の高層・深層化、大規模・複合化に対応

法 § 17①

消防用設備等を「消火、避難その他の消防の活動に必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って」設置・維持

法 § 17③

「特殊の消防用設備等その他の設備等」を設置・維持

ルートA 仕様規定

消防法 § 17①

⇒ 消防法施行令第2章第3節に技術基準を規定

- 消火設備(消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備 等)
- 警報設備(自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備 等)
- 避難設備(避難器具、誘導灯等)ほか

消防法施行令第〇条

- ① △△設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。…
- ② 前項に規定するもののほか、△△設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。…

ルートB 性能規定

令 § 29の4①に規定 (H16.6.1施行)

⇒ 新省令・新告示を制定

- 通常の消防用設備等と同等性能を有するものについては、総務省令で新たに位置づけ、通常設備に代替

新省令第〇条

- ① △△設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、□□とする。
- ② 前項に規定する□□は、消防庁長官が定める技術上の基準に適合するものとする。

ルートC 大臣認定

法 § 17③ (H16.6.1施行)

⇒ 法 § 17の2から17の2の4、施行令、施行規則に手続規定

- 申請者は、検定協会等の性能評価を受けた上で、総務大臣に申請。総務大臣は、申請に係る設備が消防用設備等と同等以上と認める場合は、特殊消防用設備等として認定
[個別施設ごとの一件審査]
- 検定対象品目でも検定は不要

設備等設置維持計画

設置基準

△△…

設備基準

△△…

※防火対象物の関係者自らが、防火対象物の状況を踏まえて、策定。

知見の蓄積

性能規定化の実例イメージ

ルートB 性能規定

省令 5件

(H22.3.31現在)

●必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: ホテル、病院等で延べ面積1,000㎡以上 など]

- パッケージ型消火設備 ←屋内消火栓設備
- パッケージ型自動消火設備 ←スプリンクラー設備

●特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: 特定共同住宅]

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用消火器及び消火器具 ○共同住宅用スプリンクラー設備 ○共同住戸用自動火災報知設備 | ← | <ul style="list-style-type: none"> ○消火器具 ○屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○屋外消火栓設備 ○動力消防ポンプ設備 ○自動火災報知設備 |
|--|---|--|

●特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: 個室ビデオ店、グループホーム等で延べ面積300㎡未満など]

- 特定小規模施設用自動火災報知設備 ←自動火災報知設備

●排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: デパート、駐車場の地階、無窓階で床面積1,000㎡以上 など]

- 加圧防排煙設備 ←排煙設備

●複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

[対象: 共同住宅の一部をグループホーム等に供するもので延べ面積500㎡未満]

- 複合型居住施設用自動火災報知設備 ←自動火災報知設備

ルートC 大臣認定

特殊消防用設備等の認定件数 39件(H22.3.31現在)

特殊消防用設備等の名称 ←代えられる消防用設備等	認定件数
-----------------------------	------

● <u>加圧防煙システム</u> ←排煙設備	23件
----------------------------	-----

● <u>閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備</u> ←泡消火設備	6件
---------------------------------------	----

● <u>ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オンを消火剤とする消火設備</u> ←ハロゲン化物消火設備	4件
---	----

● <u>複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム</u> ←総合操作盤	3件
---	----

● <u>火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム</u> ←自動火災報知設備	2件
--	----

ほか